

さがみはら青少年チャレンジ応援事業 募集案内書

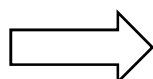
手続きの流れ

①申請書類の提出（4月16日～6月10日）

市HPから



「事業採択申請書」「事業計画書」
「収支予算書」「団体概要書」を
ダウンロードし、データ作成



作成した書類をメールか窓口で提出

②プレゼンテーション審査（6月下旬or7月上旬）

選考委員会に対して、プレゼンテーションで
事業の説明、質疑・応答を実施

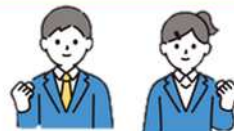


③採択の決定・補助金交付（7月）

事業の採択決定後、補助金が交付

④採択事業の実施期間（7月～令和7年3月）

実施期間内に、採択が決定された事業を実施



⑤実績報告書の提出

事業終了後30日以内、または、令和7年3月31日
までに事業の実績報告を実施



目的

「さがみはら青少年チャレンジ応援事業」は、青少年に活動と交流の場を提供するとともに、地域の元気創出及びシビックプライドの向上を図ることを目的とした事業です。

青少年団体が相模原市内で実施する「相模原の地域資源」を活用した事業に対して、審査の上で、事業費用として最大30万円までの補助金を交付します。

対象

次の①～⑧すべてに該当する団体の事業

対象団体

- ①令和7年4月1日時点において16歳～31歳の年齢となる青少年のみで構成される5人以上の団体であること
- ②団体の構成員の3分の2以上が市内在住・在勤・在学であること
- ③団体の代表者が申請時に成人(18歳以上)であること

対象事業

- ④申込団体により主体的に実施される事業であること
- ⑤「市の地域資源」を活用して実施される事業であること
- ⑥市内で実施される事業であること
- ⑦公共的・公益的な事業であること
- ⑧営利を目的とした事業でないこと

【重要】「市の地域資源」とは

相模原市の公共施設や文化、特産品、人物等「相模原市ならではの」ものを「市の地域資源」と捉えます。

「市の公共施設で発表会をしたい」、「市の特産品を紹介するイベントを実施したい」「交流の場を設け多世代交流を図りたい」「市内の公共施設等で子ども向けのイベントをやりたい」などが対象となります。

企画している事業の内容が「市の地域資源」活用に該当するかご不安な場合は、お申込み前に事務局までご連絡ください。

※大学の構内で出店・発表等、限られた方のみ参加できるようなイベント等は対象外となります。

補助内容

補助金は申請された事業経費としてのみ交付します。

補助の対象となる費目、補助率、限度額については、下記の表のとおりです。

補助対象経費	補助率及び限度額
宣伝費、広告印刷費、広告配布費、講師等謝金、講師等旅費、会場使用料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、物品等制作費、消耗品費、機器借上料、会議費(茶・菓子以外の飲食に係る経費を除く。)、通信費、視察費(飲食に係る経費を除く。)、材料費(模擬店の材料費は除く。)、設営費、警備費、保険料、手数料、行事費(売上げに付随する景品類を除く。)謝礼費、活動費、運搬費	90パーセント以内で30万円を上限とする。 ただし、団体の構成員の3分の2以上が学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される生徒・学生の場合、補助率は100パーセントとする。

上記の費目によりがたい経費については、別途調整が必要となります。
申請の前にご相談ください。

審査基準

申請事業を次の5つの審査項目に基づき、選考委員会5名が審査します。

評価項目	評価のポイント
独創性(5点)	若者独自の視点による事業であるか。
	これまでにない新しい視点・発想による事業であるか。
	創意工夫が凝らされた事業であるか。
必要性・妥当性(5点)	青少年に活動と交流の場を提供する事業であるか。
	事業の内容や手法が妥当なものであるか。
計画性・実現可能性(5点)	事業の実施方法、スケジュール、収支予算等に無理がないか。
	応募団体に事業を遂行するための意思があるか。
公益性(5点)	地域の元気創出やシビックプライドの向上に寄与する事業であるか。
	特定の団体や個人の利益につながることはないか。
	市が補助金を交付することが妥当な事業であるか。
「地域資源」の活用(5点)	相模原市の地域資源を活用した事業であるか。

※審査員全員の平均点が1.2点以下、または、平均点が1.3点以上であっても、審査員全員が2点以下の点数をつけた評価項目があった事業については、補助対象事業としないものとします。

※合計点が高い順での採択となりますので、失格とならなくても補助金の交付を受けられない場合があります。

審査方法

選考委員会に対し、プレゼンテーションによる事業説明、及び選考委員からの質疑・応答により審査を行い、選考委員の合計点が高い団体から総合的に判断して補助を決定いたします。（パソコン、プロジェクター、模造紙等の使用可）

※プレゼンテーションの際に、パソコン等の機材を使用したい場合には、事前に事務局までご連絡ください。

※プロジェクターとスクリーンのみお貸出しできます。

それ以外にプレゼンテーションに必要な機材がある場合は、事前連絡の上でお持ち込みください。

審査は6月下旬または7月上旬に青少年学習センターにて行う予定です。

審査日時・場所が確定次第、申請団体に通知いたします。

申請方法

募集期間：令和6年4月16日(火)から6月10日(月)まで

募集期間内に、下記の書類を青少年学習センター窓口かメールにて提出してください。

- ①事業採択申請書
- ②事業計画書（案）（第2号様式）
- ③収支予算書（案）（第3号様式）
- ④団体概要（第4号様式）

※原則メールでの提出をお願いいたします。（受付のメールを送付します）

青少年学習センター窓口で提出される場合は、平日の午前9時～午後5時の時間内をお願いいたします。

申請先

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15

相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課 青少年学習センター

E-mail : seisyonen-center@city.sagamihara.kanagawa.jp

参考として提出したい資料がある場合は、審査当日に10部お持ちください。

提出書類は返却いたしません。

ご不明点がある場合は、青少年学習センターまでお問合せください。

審査結果の発表

令和6年7月末日までに、申請団体にご通知します。

その他

- (1)申請に際して、ご不明点がある場合は、事前に青少年学習センター(TEL：042-751-0091)までご相談をお願いいたします。
- (2)申請された事業の実施期間は、採択の決定時(令和6年7月)から令和7年3月末までとなります。
実施期間外の事業については、補助金交付の対象とはなりません。
- (3)プレゼンテーション審査への参加は必須です。
- (4)補助が決定した事業は、事業終了後30日以内又は令和7年3月末日までに事業の補助事業等実績報告書、収支決算書、領収書を提出してください。なお、交付した補助金に執行残がある場合は、すみやかに返還していただきます。
- (5)申請内容に虚偽があった場合や事業を実施しなかった場合は、交付した補助金を返還していただきます。
- (6)事業実施期間に中間報告を求める場合がございます。

お問合せ先

相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課 青少年学習センター
電話：042-751-0091
メール：seisyonen-center@city.sagamihara.kanagawa.jp